

大切な財産や権利を守ります



成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない人の「財産」や「権利」を守り、支援していく制度です。日頃の生活や将来に不安があるときには、成年後見制度を利用することを考えてみましょう。

成年後見制度には次の2つがあります。

●**法定後見制度**・・・判断能力が不十分な方が利用する制度です。申立てに基づき、**家庭裁判所**が本人の後見人等にもっともふさわしい方を決定します。

*本人の判断能力の程度に応じて **補助・保佐・後見** の3つの類型に分けられます。

●**任意後見制度**・・・判断能力のある人が将来に備えて後見人を決めておく制度です。将来代理人として法律行為をしてもらう人をあらかじめ選び、公正役場で**公正証書**による任意後見契約を結んでおきます。



たとえばこんなときに・・・

- 最近物忘れがひどく、自分でお金の管理や医療・介護サービスを受ける手続きができなくなってきた
- 一人暮らしの母親が、訪問販売で高価な品物を買っているようだ
- 将来認知症になったとき、財産の管理ができるか不安・・・

後見人等は本人に代わり「**財産管理**」や「**身上監護**」を行います。

●**財産管理**とは

本人の財産を管理する法律行為です。年金や資産、負債の有無、収入、支出を把握し、財産の現状維持や処分を行います。

たとえば・・・不動産の管理や処分、預貯金の管理、不適切な売買契約の取消しなど

●**身上監護(生活・療養看護)**とは

介護契約や施設入所契約など、本人の暮らしに関する法律行為です。収支のバランスを保って最善の療養看護ができるよう計画し、必要な利用契約を結びます。

たとえば・・・入院手続きや費用の支払、介護保険サービスの利用手続きなど



制度の利用についてお手伝いをします

- 制度の概要や手続き方法についてご説明します
- 手続きに必要な書類の記入なども支援します
- 身寄りがない方について、市長が制度の申立てを行うこともできます

手続きの流れ

(1)申立て

本人の住所地を管轄する**家庭裁判所(家裁)**に申立てを行います。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族です。身寄りがない場合や家族による虐待がある場合などは、市長が申立てを行います。

(2)審判手続き

申立ての後、家裁での調査・鑑定などを経て、審判が行われます。家裁は、後見等を開始する審判と同時に後見人等の選任を行います。後見人等には**親族**や**専門家**(弁護士・司法書士・社会福祉士等)が選ばれます。

(3)後見開始

審判が確定すると、後見人等による支援が開始されます。後見人等は、家裁の監督を受け、随時報告するなどの義務があります。

制度についての詳しい内容やご利用方法については、こちらの窓口まで☆

☆問い合わせ先☆

さぬき市地域包括支援センター(さぬき市介護保険課内)

場所:さぬき市長尾東888番地5

TEL:0879-52-0410

FAX:0879-52-0411

